

古紙回収は一般ごみの 収集運搬許可業者も行っています

古紙がまとまった量にならず、古紙業者に回収してもらえない、古紙を保管するスペースがないなどの理由から、少量の古紙を燃やせるごみとして排出していませんか？事業所や商店から排出される事業系一般廃棄物のうち、大きな割合を占めているのが、コピー用紙や納入時などに使用されるダンボールなどの紙ごみです。少量であっても、古紙は貴重な資源です。古紙業者だけでなく、一般廃棄物収集運搬許可業者も古紙を回収できますので、紙ごみのリサイクルに皆様のご協力をお願いします。

ごみの収集運搬許可業者に古紙の回収を依頼する場合

- ①契約している許可業者に連絡して「古紙」を分別排出したいことを伝え、排出日や、排出方法を取り決めます。
- ②燃やせるごみ、燃やせないごみ、リサイクルできる紙類に、分別して許可業者に回収してもらいます。 ※少量でも収集可能です。

燃やせるごみ



燃やせないごみ



リサイクルできる紙類



左図のような紙類もリサイクルできます。

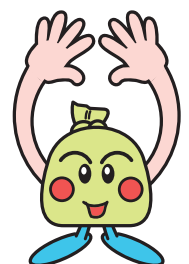
※回収できる紙類については、業者によって異なります。事前にお問い合わせください。

※まとまった量がある場合や、古紙業者に自己搬入できる場合は、下表の古紙業者にもご相談ください。

徳島市内の主な古紙業者

業者名	住所	電話番号
(株)フジゲン	徳島市東沖洲2丁目35	664-6666
ナルト紙料(株)	徳島市春日1丁目4-5	632-0390
(有)中野商店	徳島市佐古一番町13-15	622-2666
新平和製紙(有)	徳島市南田宮4丁目7-10	631-5613

限りある資源を
守るため
より一層のご協力
をお願いします。



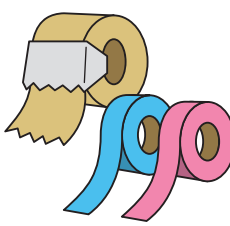
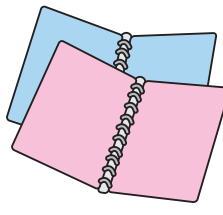
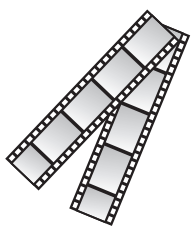

古紙に混ぜないでください

紙製品にはリサイクルに適さない「禁忌品」と呼ばれるものがあります。
 これらが古紙に混ぜっていると、リサイクル工場で、品質の低下、機械の故障の原因になります。
 「禁忌品」は、古紙に混ぜずに取り除いて、ごみとして処理をしてください。

一般的な禁忌品の例

「禁忌品」は、古紙回収業者によって、一部異なりますので、詳しくは回収業者にお問い合わせください。

紙類	粘着物の付いた封筒  粘着物の部分を取り除けばリサイクル可	圧着はがき  明細入りのはがきなど	防水加工された紙  紙コップ・紙皿・カップ麺の容器など	写真 
	金・銀などが箔押しされた紙 	合成紙  屋外用ポスター	捺染紙  アイロンプリント紙など	感熱性発泡紙  点字印刷物などに使用。凹凸状になっている。
	感熱紙  レシートやファクシミリ用	裏カーボン紙・ノーカーボン紙  複写式の納品伝票など	複合素材の紙  ビニールコーティングされた会員カードなど	臭い(匂い)の付いた紙  洗剤や線香の紙箱など

紙類以外	粘着テープ類 	輪ゴム・綴じ紐 	ファイルの金具 	金属クリップ類 	フィルム類 
	付録のDVDなど 	セロハン 	プラスチック製品 	クリアファイル 	布・革製のブックカバー  ※布や革製の本のカバーはリサイクルできないので、はずしてください。

※クリップ・ガチャ玉・付録のDVDなどの取り忘れが目立ちます。ご注意ください。
 ※個人情報の取り扱いにもご注意ください。